

埼玉県女性活躍推進連携会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県の女性活躍を官民が連携して推進するため、埼玉県女性活躍推進連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 埼玉県の女性活躍に関する官民連携による推進の方向性に関すること。
- (2) 女性活躍推進の広報・啓発に関すること。
- (3) 女性の就業支援及び就業率の向上に関すること。
- (4) 誰もが働きやすい職場環境の整備等に関すること。
- (5) その他、女性活躍推進に関する情報共有や連携・協力に関すること。

(組織及び役員)

第3条 会議は、別表に掲げる団体の者を委員として組織する。

- 2 会議に次の役員を置く。
 - (1) 議長 1名
 - (2) 副議長 1名
- 3 議長は、埼玉県産業労働部雇用労働局長をもって充てる。
- 4 その他の役員は、委員の互選によって定める。

(役員の任務)

第4条 議長は、会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、その審議事項の内容により、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、委員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。

(女性部会)

第6条 女性活躍推進に関する企画検討等を行うため、女性部会を置く。

- 2 女性部会は、委員又は委員の推薦する者の中から事務局長の指名する者をもって構成する。

(女性デジタル人材育成部会)

第7条 女性のデジタル人材育成推進のため、女性のデジタル人材育成部会を置く。

- 2 女性のデジタル人材育成部会は、委員又は委員の推薦する者の中から事務局長の指名する者をもって構成する。

- 3 前項に掲げる者のほか、議長が必要と認めるときは、事務局長は、委員以外の者を当該部会の構成員として加えることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、埼玉県産業労働部人材活躍支援課に置く。

- 2 事務局長は、埼玉県産業労働部人材活躍支援課長をもって充てる。

- 3 事務局は、議長の命を受けて、会議の各種事務を処理する。

(要綱に定めのない事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の規定により、その他の役員が定められるまでの間、埼玉版ウーマノミクスサイト制作委員会設置要綱（平成25年4月17日施行）第3条第3項の規定により、副委員長及び監事に充てられていた者を副議長及び監事とする。

附 則

- 1 この要綱は平成28年8月1日から施行する。

- 2 埼玉版ウーマノミクス連携会議財務規程（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県

（一社）埼玉県商工会議所連合会

埼玉県商工会連合会

埼玉県中小企業団体中央会

（一社）埼玉県経営者協会

埼玉経済同友会

（一社）埼玉中小企業家同友会

日本労働組合総連合会埼玉県連合会

埼玉県労働組合連合会

埼玉労働局